

第13回北斗市農業委員会総会議事録

令和5年3月30日 開催

北斗市農業委員会

招集年月日	令和5年3月30日					
招集場所	北斗市総合分庁舎 3階 大会議室					
委員の出欠状況 (出席 13名) (欠席 1名)	1番	澤田亨	出席	8番	落合修	出席
	2番	山本正人	出席	9番	吉田勝幸	出席
	3番	齊藤介男	出席	10番	佐々木敬子	出席
	4番	笠原勝幸	出席	11番	時田孝喜	出席
	5番	佐々木秀樹	出席	12番	加藤隆	出席
	6番	岡村栄士	欠席	13番	佐々木勝利	出席
	7番	中川哲	出席	14番	和田勝雄	出席
本会議に職務のため出席した者の職氏名	北斗市農業委員会 事務局長 吉田賢一 係長 大森千里 再任用 澤口則之					

会長提出議案	<p>報告第1号 農地法第3条の規定による届出について</p> <p>報告第2号 農地法第5条の規定による届出について</p> <p>報告第3号 北斗市農業委員会土地の現況証明願処理要領の一部改正について</p> <p>議案第1号 土地の現況証明書の交付について</p> <p>議案第2号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について</p> <p>議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の決定について</p> <p>議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（賃貸借）の決定について</p> <p>議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（使用貸借）の決定について</p> <p>議案第7号 農地移動適正化あっせんの申出について</p> <p>議案第8号 土地の現況証明調査委員の指名について</p> <p>議案第9号 農地法第3条第2項第5号に定める下限面積の廃止について</p> <p>議案第10号 北斗市農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針について</p>
委員提出議案等の標題	

第13回北斗市農業委員会総会議事日程

開議 令和5年3月30日 午後 1時30分

日程第 1	会議録署名委員の指名について	
日程第 2	会期の決定について	
日程第 3	農地法第3条の規定による届出について	(報告第1号)
日程第 4	農地法第5条の規定による届出について	(報告第2号)
日程第 5	北斗市農業委員会土地の現況証明願処理要領の一部改正について	(報告第3号)
日程第 6	土地の現況証明書の交付について	(議案第1号)
日程第 7	農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について	(議案第2号)
日程第 8	農地法第3条の規定による許可申請について	(議案第3号)
日程第 9	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の決定について	(議案第4号)
日程第 10	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（賃貸借）の決定について	(議案第5号)
日程第 11	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（使用貸借）の決定について	(議案第6号)
日程第 12	農地移動適正化あっせんの申出について	(議案第7号)
日程第 13	土地の現況証明調査委員の指名について	(議案第8号)
日程第 14	農地法第3条第2項第5号に定める下限面積の廃止について	(議案第9号)
日程第 15	北斗市農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針について	(議案第10号)

第13回北斗市農業委員会総会議決結果表

令和5年3月30日

番号	番号 報告・議案	件 名	提出者	議決 結果	備考
1	報告第1号	農地法第3条の規定による届出について	会長	報告済	2件
2	報告第2号	農地法第5条の規定による届出について	会長	報告済	1件
3	報告第3号	北斗市農業委員会土地の現況証明願処理要領の一部改正について	会長	報告済	1件
4	議案第1号	土地の現況証明書の交付について	会長	決定	2件
5	議案第2号	農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について	会長	決定	14件
6	議案第3号	農地法第3条の規定による許可申請について	会長	決定	3件
7	議案第4号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の決定について	会長	決定	6件
8	議案第5号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（賃貸借）の決定について	会長	決定	43件
9	議案第6号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（使用貸借）の決定について	会長	決定	5件
10	議案第7号	農地移動適正化あっせんの申出について	会長	決定	3件
11	議案第8号	土地の現況証明調査委員の指名について	会長	決定	一
12	議案第9号	農地法第3条第2項第5号に定める下限面積の廃止について	会長	決定	1件
13	議案第10号	北斗市農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針について	会長	決定	1件

第13回北斗市農業委員会総会

(午後 1時30分 開会)

(開会宣言) 和田会長	<p>皆さん、お疲れさまでございます。</p> <p>3月15日に、札幌で北海道農業会議の総会がございました。色々と厳しい農業情勢を様々な方面からお聞きしてまいりまして、どこも苦しい状態であるということを実感してまいりました。</p> <p>また、会長・事務局長合同会議で農業経営基盤強化促進法の改正と、次年度の農業予算の枠づけや希望などの要望書作成に当たりまして、一日過ごしてまいりました。そんな中、國の方針が次から次と変わったりして厳しい状態にございます。</p> <p>先週末はすごく天気が良くて、ほうれん草が伸びすぎてFGに入らないと、バラで箱詰めして出荷しても給食が休みなので七飯の予冷庫に山積みになっているというような話を聞きました。天候がこのまま進んでいくと、何分にもみんな農作業に進んでいくのが早くなるのではなかろうかと思います。</p> <p>そんな中で、うちの部落でネギを一番作付けしている方は、ほうれん草を諦めてネギをハウスに全部作付けしております。皆さんも、作っているものに対しては大変御苦労されていると思いますけれども、希望を持ちまして農作業に励んでいただきたいと思います。</p> <p>本日は、第13回北斗市農業委員会総会でございます。本日は、報告3件、議案10件であります。</p> <p>御審議のほどよろしくお願ひ申し上げまして、簡単ですが挨拶といたします。</p>
事務局長	<p>それでは、委員の動向をお知らせいたします。</p> <p>6番岡村委員より欠席の届出がありました。また、11番時田委員より遅参する旨の届出がありましたのでお知らせいたします。</p> <p>北斗市農業委員会会議規則第7条では、「会長は、会議の議長となり議事を整理することとなっておりますので、この後の議事については和田会長が進行いたします。よろしくお願いいいたします。</p>
議長	<p>それでは、早速、会議を始めさせていただきます。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に印刷配布のとおりであります。直ちに日程に入ります。</p>
日程第1 議長	<p>日程第1 本日の会議録署名委員を指名いたします。</p> <p>議席番号1番澤田亨委員、議席番号13番佐々木勝利委員の両名を指名いたします。</p>
日程第2 議長	日程第2 会期の決定についてをお諮りいたします。

	<p>本総会の会期は、本日 1 日と決定することに、御異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	御異議なしと認め、本総会は本日 1 日と決定いたしました。
日程第 3 議 長	<p>日程第 3 報告第 1 号「農地法第 3 条の規定による届出について」を議題といたします。</p> <p>番号 1 及び番号 2 を一括上程いたします。</p> <p>事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	<p>御説明いたします。</p> <p>農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定によりまして、農地又は採草放牧地について、相続等により権利を取得した者は農業委員会に届け出ることとなっております。</p> <p>番号 1 につきましては、函館トヨペット萩野テクニカルセンターより北側の農地でございます。番号 2 につきましては、上磯小学校より西側の農地でございまして、これらの届け出につきましては、北斗市農業委員会事務専決規程に基づき専決処分しましたことを御報告するものでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。
	(「異議なし」の声あり)
議 長	御異議がありませんので、本件は報告済みといたします。
日程第 4 議 長	<p>日程第 4 報告第 2 号「農地法第 5 条の規定による届出について」を議題といたします。</p> <p>番号 1 を上程いたします。</p> <p>事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	<p>御説明いたします。</p> <p>市街化区域内にある農地を農地以外のものにする場合は、農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定により農業委員会に届け出こととな</p>

	<p>っております。</p> <p>本件に関しましては、大野農業高校より南東側の農地で、一般住宅建築のため転用の届け出があったものであります、北斗市農業委員会事務専決規程に基づき専決処分しましたことを御報告するものでございます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>議長 朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>議長 御異議がありませんので、本件は報告済みといたします。</p> <p>日程第5 議長 日程第5 報告第3号「北斗市農業委員会土地の現況証明願処理要領の一部改正について」を議題といたします。 事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p> <p>議長 事務局長より説明があります。</p> <p>事務局長 御説明いたします。 本件に関しましては、令和3年に静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、大規模な土石流災害が発生したことや危険な盛土等に関する法律による規制が必ずしも十分でないエリアが存在していること等を踏まえ、宅地造成等規制法が宅地造成及び特定盛土等規制法に改称されたことから、引用している法律名を改めるものでございます。なお、施行日は令和5年5月26日からとするものでございます。 以上でございます。</p> <p>議長 朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>議長 御異議がありませんので、本件は報告済みといたします。</p> <p>日程第6 議長 日程第6 議案第1号「土地の現況証明書の交付について」を議題といたします。 番号1及び番号2を一括上程いたします。 事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
--	--

議長	朗読が終わりましたので、調査委員を代表いたしまして、齊藤介男委員より報告をお願いいたします。
齊藤委員	番号1については、申請のとおり畑として利用されており、農地として認定する。番号2、当該地は申請のとおり雑種地化しており、農地として利用することは困難と判断し農地採草放牧地以外と認定する。 以上です。
議長	報告が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。 (「異議なし」の声あり)
議長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。
日程第7 議長	日程第7 議案第2号「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。 番号1から番号14までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。 (事務局：朗読)
議長	事務局長より説明があります。
事務局長	御説明いたします。 本件に関しましては、合意による解約が引き渡し期限の6ヶ月以内に行われていることが要件となっておりまして、解約合意と引き渡しが同日で行われ、通知されておりますので問題ないと考えられます。 なお、番号1及び番号2の案件につきましては、この後の議案第6号（使用貸借の決定）において。また、番号3及び番号11の案件につきましては、議案第5号（賃貸借の決定）において。そして番号4から番号6までの案件につきましては、議案第4号（所有権移転の決定）において、それぞれ御審議いただく予定となっております。 以上、よろしく御審議願います。
議長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。 5番佐々木秀樹委員。
佐々木委員	番号7、8、9、10、11、12の件なんですが、 氏名 は前にも何か事務局のほうで連絡が取れないとかと話をしてて、そういう話を聞いていたんだけれども、現状はどうなっているんだろう。ここの理由のところに、事業規模縮小のためと書いてあるんだけれども、実際、今の時点でどんな感じなんだろう。

議長	事務局長。
事務局長	<p>お答えいたします。</p> <p>この合意解約に至った経緯としましては、賃料につきましては毎年12月末までに振り込むなり持参ということとなっておりまして、この2月に入りまして氏名のほうに行ったんですけれども、その際には20日までには支払うという約束を、大森係長と七飯町の農業委員会の職員と約束をしてきたんですけども、その後になっても支払われていないという状況があつたものですから、また出向きて、うちの関係する部分について合意解約に至ったということでございます。実際に、農場のほうを見てきたんですけども乳牛が頭数くらいはいたと思います。絞った牛乳については、会社名に出荷しているというお話は聞いておりまして、ただ、家庭の事情で作業に当たるのは氏名かなというように見受けられました。支払いのほうも滞っていて、元々持っていた所有地のほうも売って工面したというお話も聞いておりますので、経営については詳しく聞いておりませんけれども、なかなか厳しい状況にはあるのかなというふうに感じていたところでございます。そして、七飯町の部分に関しては、今現在、合意解約に至ったところはないというお話は聞いております。今の現状としてはそういう状況でございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	佐々木秀樹委員。
佐々木委員	<p>今、6件出ているんだけど、今後もこういうのって出てくるおそれはあるんだろうか。七飯の件もあるのかもしれないけども、今後合意解約が出てくるのはまだあるんだろうか。</p>
議長	事務局長。
事務局長	<p>お答えいたします。</p> <p>今回、合意解約が6件出たんですけども、賃貸借で契約しているのはこの6件だけでございます。もう1件、使用貸借で借りている方がおりますので、そちらのほうについてはどちらからも連絡がないものですから、もしかしたら解約ということもあり得るのかもしれませんけれども、使用貸借ですのでどういうふうになるか予想がつかないところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	佐々木秀樹委員。
佐々木委員	<p>それと、今うちらのほうで基盤整備の絡みがあつて、地権者と耕作者の同意書がいるということで、その中にも、この氏名のやつが入っていたんですよね、うちらの中に。それで、前にうちらの会長も連絡を取りたいということで行つたらしいんだけど、その時点で連絡がつかないということで帰ってきたという話をちらっと聞いていたので。そうしたら、今回こうやって挙がっているのが出てきたもんだから、どうなっているのかなと聞きたくて。</p>

	以上です、いいです。
議長	<p>簡単に補足すると、乳牛が頭数くらいいて、今の酪農の現状が厳しいということ。規模拡大して機械をたくさん買いました。農業機械をたくさん買いまして、その機械が莫大な金額で、それも引き上げられて支払いが滞っているというような状況で、簡単に言えば、倒産寸前という状況下にあります。エサも思うように与えられないということで、乳量も少ないということでかなり厳しい状況にあると、私は地区名から聞いております。そういうことで、皆さんに迷惑をかけるかもしれませんけれども、そんなことでございます。</p> <p>以上です。</p> <p>他にございませんか。</p>
議長	齊藤委員。
齊藤委員	この返されたところの農地は、管理は出来るんですか。
議長	事務局長。
事務局長	<p>お答えいたします。</p> <p>番号順に行きますと、7番につきましては交渉をして新たな借主が見つかるところだったんですが、ちょっと折り合いが合わなくなりまして、来月総会にあっせんの申し出が出る予定となっております。所有者の方の希望も聞いておりますので、それを踏まえて委員には借りてくれる方、買ってくれる方を探して利用調整をしていただければと思っております。8番と9番につきましては、今現在、借りる方は見つかっていない状況にあります。10番も、新たな方は見つかっておりません。11番は、この後の賃貸借において御審議いただきます。12番につきましては、新たな方との賃貸借契約が来月総会において皆さんに御審議いただく予定となっております。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>他にございませんか。</p> <p>落合委員。</p>
落合委員	<p>佐々木委員と齊藤委員に引き続いての質問になりますけれども、氏名が返した面積を計算したら大体面積あるんですけど、それって遊休農地化する危険というのもちょっとと考えられて、心配する状況なんですけど、農業委員の皆さんの方を合わせながら解消できればなと思ったんですけど、その辺のところ、農業委員会のほうも、事務局のほうも色々と考えてもらえばなと思いますけれども。</p>
議長	事務局長
事務局長	<p>お答えいたします。</p> <p>まず、7番と10番、11番、こちらのほうにつきましては、氏名のほうで事業を使いまして綺麗な状態になっております。氏名</p>

	<p>のほうでは牧草を蒔いて管理をしたいということでしたので、ちょっと水田としての使用は畦とかを改めて作らなければならない箇所かもしれませんけれども、遊休農地という部分では心配はないというふうに判断しております。それと、8番と9番につきましては基盤整備計画がある地区でございますので、その辺は地区名のほうで大きくやっている方とお話はさせてもらっている状況でございますので、あとは所有者の方に管理のほうは、農業委員会としては適正な管理をしてくださいというお願いはしていかなければならぬのかなと思っております。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	よろしいですか。
落合委員	はい。
議長	他にございませんか。なければ、本件は原案のとおり決定いたします。
日程第8 議長	<p>日程第8 議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>番号1から番号3までを一括上程いたします。</p> <p>事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
議長	事務局長より説明があります。
事務局長	<p>御説明いたします。</p> <p>番号1及び番号2につきましては、函館トヨペット萩野テクニカルセンターより北側の農地でございまして、それぞれが所有する農地の境界が不明であったことから、確定測量ののち、現況に合わせた形で農地を交換するものでございます。番号3につきましては、市の渡農村センターより北東側の農地でございまして、昨年4月から親元就農した娘さんに15年の期間を設定し使用貸借するものでございます。</p> <p>以上、よろしく御審議願います。</p>
議長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。
	(「異議なし」の声あり)
議長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。
日程第9 議長	日程第9 議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の決定について」を議題

	<p>といたします。 番号1から番号6までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
議長	事務局長より説明があります。
事務局長	<p>御説明いたします。</p> <p>番号1につきましては、南大野会館より北東側の農地でございまして平成27年2月よりこの農地を耕作してきました方へ売買するものでございます。番号2につきましては、先ほどの議案第2号(合意解約通知の成立状況の確認)がありました北海道水田発祥の地碑より東側・西側の農地でございまして、近接地を耕作する方へ売買するものでございます。番号3につきましても、合意解約通知の成立状況の確認がありました一本木稻荷神社より北東側の農地でございまして、経営規模拡大を図ろうとする方へ売買するものでございます。番号4につきましては、一本木稻荷神社より北東側の農地でございまして、令和4年5月よりこの農地を耕作してきました方へ売買するものでございます。番号5につきましても、合意解約通知の成立状況の確認がありました函館育ちライスター・ミナルより北側の農地でございまして、近接地を耕作する方へ売買するものでございます。番号6につきましては、細入会館より北側の農地でございまして、令和3年1月よりこの農地を耕作してきました方へ売買するものでございます。</p> <p>以上、よろしく御審議願います。</p>
議長	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>落合委員</p>
落合委員	6番の価格が高い理由というのは、何かあるのでしょうか。
議長	事務局長。
事務局長	<p>お答えいたします。</p> <p>この3筆につきましては、基盤整備を行った場所になりますので、この金額で売買に至ったということでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	よろしいですか。
落合委員	はい。
議長	他にございませんか。なければ、本件は原案のとおり決定いたします。
日程第10	

議長	<p>日程第10 議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（賃貸借）の決定について」を議題といたします。</p> <p>番号1から番号40までを一括上程いたします。</p> <p>事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
議長	事務局長より説明があります。
事務局長	<p>御説明いたします。</p> <p>番号1につきましては、先ほどの議案第2号（合意解約通知の成立状況の確認）がありました一本木中央会館より北側の農地でございまして高齢のため経営規模拡大を図ろうとする方へ貸すものでございます。番号2につきましても合意解約がありました大野中学校より南側の農地でございまして、高齢のため近接地を耕作する方へ貸すものでございます。番号3につきましては、函館新幹線総合車両所より北側の農地でございまして、労働力不足のため隣接地を耕作する方へ貸すものでございます。番号4につきましては、添山谷会館より西側の農地でございまして、労働力不足のため経営規模拡大を図ろうとする方へ貸すものでございます。</p> <p>なお、番号5から番号40までの案件につきましては、継続で引き続き賃貸借するものでございますので、説明は省略させていただきます。</p> <p>以上、よろしく御審議願います。</p>
議長	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。
議長	<p>次の番号41及び番号42の案件につきましては、11番時田孝喜委員が北斗市農業委員会会議規則第25条の規定により、「議事参与の制限」の対象となりますので退席を求めます。</p> <p>(時田委員 退席)</p>
議長	<p>それでは、番号41及び番号42を一括上程いたします。</p> <p>事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
議長	事務局長より説明があります。
事務局長	<p>御説明いたします。</p> <p>番号41及び番号42につきましては、文月町内会館より北西側</p>

	<p>の農地でございまして、引き続き3年の期間を設定し賃貸借するものでございます。</p> <p>以上、よろしく御審議願います。</p> <p>議長 朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>議長 御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。</p> <p>(時田委員 復席)</p> <p>議長 次の番号43の案件につきましては、12番加藤隆委員が北斗市農業委員会会議規則第25条の規定により、「議事参与の制限」の対象となりますので退席を求めます。</p> <p>(加藤委員 退席)</p> <p>議長 それでは、番号43を上程いたします。 事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p> <p>議長 事務局長より説明があります。</p> <p>事務局長 御説明いたします。 番号43につきましては、中央開発会館より南東側の農地でございまして、経営規模拡大を図ろうとする方へ貸すものでございます。 以上、よろしく御審議願います。</p> <p>議長 朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>議長 御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。</p> <p>(加藤委員 復席)</p> <p>日程第11 議長 日程第11 議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（使用貸借）の決定について」を議題といたします。 番号1から番号5までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。</p>
--	--

	(事務局：朗読)
議長	事務局長より説明があります。
事務局長	<p>御説明いたします。</p> <p>番号1及び番号2につきましては、先ほどの議案第2号（合意解約通知の成立状況の確認）がありました市渡小学校より北東側の農地で、労働力不足のため経営規模拡大を図ろうとする方と使用貸借するものでございます。番号3につきましては、稲里会館より南東側の農地で、労働力不足のため経営規模拡大を図ろうとする方と使用貸借するものでございます。番号4につきましては、観音山観音堂より北東側の農地で、引き続き3年の期間を設定し使用貸借するものでございます。番号5につきましては、沖川小学校より南西側の農地で、引き続き5年の期間を設定し使用貸借するものでございます。</p> <p>以上、よろしく御審議願います。</p>
議長	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>（「異議なし」の声あり）</p>
議長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。
日程第12 議長	<p>日程第12 議案第7号「農地移動適正化あっせんの申出について」を議題といたします。</p> <p>番号1から番号3までを一括上程いたします。</p> <p>事務局に朗読させます。</p> <p>（事務局：朗読）</p>
議長	<p>朗読が終わりましたので、あっせん委員を指名いたします。</p> <p>番号1につきましては、議席番号5番佐々木秀樹委員、議席番号9番吉田勝幸委員、補助委員として安田秀幸推進委員を。番号2につきましては、議席番号8番落合修委員、議席番号13番佐々木勝利委員、補助委員として大山正志推進委員を。番号3につきましては、議席番号8番落合修委員、議席番号13番佐々木勝利委員、補助委員として高橋陽一推進委員を指名することに、御異議ありませんか。</p> <p>（「異議なし」の声あり）</p>
議長	御異議なしと認め、本件は指名のとおり決定いたします。
日程第13 議長	あっせん委員に指名された方は、よろしくお願ひいたします。
	日程第13 議案第8号「土地の現況証明調査委員の指名について

	<p>て」を議題といたします。 事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p> <p>議長 朗読が終わりましたので、調査委員を指名いたします。 議席番号8番落合修委員、議席番号9番吉田勝幸委員、議席番号10番佐々木敬子委員、議席番号11番時田孝喜委員の、以上4名を指名することに御異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>議長 御異議なしと認め、本件は指名のとおり決定いたします。</p> <p>日程第14 議長 日程第14 議案第9号「農地法第3条第2項第5号に定める下限面積の廃止について」を議題といたします。 事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p> <p>議長 事務局長より説明があります。</p> <p>事務局長 御説明いたします。 本件に関しましては、耕作を目的として農地の権利を取得する場合には、農地法第3条に基づく許可が必要であり、この許可の要件の一つとして下限面積要件があります。この下限面積の基準につきましては、平成21年の農地法の改正により、地域の実情に応じて農業委員会の判断で別段の面積を定めることが可能となったことから、同年11月に下限面積を1.5ヘクタールと設定し、その後、平成23年7月に1.4ヘクタールに引き下げ、現在に至っております。農林水産省は、令和4年5月に、農業者の減少・高齢化が加速する中にあっては、認定農業者等の担い手だけではなく、経営規模の大小にかかわらず意欲をもって農業に新規に参入するものを地域内外から取り込むことが重要であり、これらの者の農地等の利用を促進する観点等から農地法に規定する面積要件を廃止したものでございます。</p> <p>これにより、本市で設定している下限面積（別段の面積）も廃止することとなります。下限面積以外の農地の権利取得に必要な要件である全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件につきましては継続となります。</p> <p>以上、よろしく御審議願います。</p> <p>議長 朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
--	--

	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。
日程第15 議長	<p>日程第15 議案第10号「北斗市農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針について」を議題といたします。</p> <p>事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
議長	事務局長より説明があります。
事務局長	<p>御説明いたします。</p> <p>この指針につきましては、農業委員会に関する法律第7条の規定により、その区域内における農地等の利用の最適化の推進に関する目標、その推進方法及び評価方法について指針を定め、農地利用最適化推進委員等の意見を聴くこと、そして公表することとなっております。前回の指針につきましては、目標年次を現委員の任期満了となる令和6年度に設定し令和3年7月に定めておりましたが、令和5年4月1日施行の改正農業委員会法により、すでに策定している農業委員会においても、法改正を踏まえ、適正に修正しなければならないことから、今回、国から示された様式に変更しようとするものでございます。</p> <p>それでは、これから指針について、御説明いたします。</p> <p>28ページをお開きください。第1基本的な考え方でございますが、現状として、担い手の経営規模は拡大してきている一方、農業従事者の高齢化や担い手の減少により集積されない農地が遊休農地化していく懸念があることから、その発生防止・解消に努めるとともに、担い手への農地利用の集積・集約化、新規参入の促進を図るため、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、担当地区ごとの活動を通じて、農地等の利用の最適化が一体的に進んでいくよう、北斗市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を定めるものでございます。</p> <p>第2具体的な目標、推進方法及び評価方法の1.遊休農地の発生防止・解消についてでございますが、過去5年間の平均値を踏まえ、令和9年3月時点での目標値を29.9ヘクタールに設定しました。その具体的な推進方法として、農業委員と農地利用最適化推進委員のチーム制による農地の利用状況調査及び定期的な担当地区内の農地巡回を実施します。また、再生利用が困難と区別された農地については、現況に応じて非農地判断も行ってまいりたいと考えております。</p> <p>29ページをお開きください。2.担い手への農地利用の集積・集約化についてでございますが、こちらも過去5年間の平均値を踏まえ、目標値を3,538ヘクタールに設定しました。その具体的な推進方法としましては、農業委員会として、地域ごとに人と農地の問題を解決するため、10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く地域計画の作成、具体的には目標地図の素案作成に取り組むこととします。そして、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整と利用権の設定について、これまでと同様に推進し</p>

てまいります。3. 新規参入の促進についてでございますが、こちらも過去5年間の平均値を踏まえ、新規参入者（個人）は11人、新規参入者（法人）は29法人と設定しました。また、市町村・農協等と連携し、農業委員や農地利用最適化推進委員が新規就農フェアに積極的に参加し、新規就農希望者の情報収集に努めてまいりたいと考えております。

30ページをお開きください。第3地域計画の目標を達成するための役割についてでございますが、農地を効率的かつ総合的に利用していくために、日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認、農家への声掛け等による意向把握、地域計画で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチングなどの役割を担ってまいりたいと考えております。

説明は、以上となります。よろしく御審議願います。

議長

朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。

（「異議なし」の声あり）

議長

御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。

以上で、本日の全日程を終了いたしました。

これをもちまして、第13回北斗市農業委員会総会を閉会いたします。

御苦労様でございました。

（午後 3時 1分 閉会）

議長（会長） 和田勝雄

署名委員 澤田亨

佐々木勝利